菊川市部活動地域展開基本方針

令和８年９月
菊川市教育委員会

1　これまでの経緯

(1) 国の方針

「改革推進期間」令和５年度～令和７年度

休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

（令和４年 12 月スポーツ庁・文化庁）

「改革実行期間」令和８年度～令和 13 年度

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

【平日】

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

（令和７年 12 月文部科学省）

(2) 国の改革理念

・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。

・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要である。

・障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

2　基本方針の位置づけ

第３次菊川市総合計画

まちづくり基本理念　「共に生きる　自らを拓く　未来へ歩む」

将来像　　誰もが夢叶う　幸せ創生都市　”菊川”

菊川市教育振興基本計画

教育の基本理念　「豊かな学びで歩み続ける人づくり」

①自立した人　②思いやりのある人　③いつまでも学び続ける人

第２次スポーツ振興基本計画

理念　「生活のなかにスポーツの楽しみと活力があるまち」

第２次文化振興計画

理念　「市民一人一人が自ら学び、地域とともに文化の継承・発展を図る。」

上記の本市計画や理念を基に、菊川市部活動地域展開基本方針を定める。

3　目的及び基本目標

(1) 目的

本市の部活動地域展開は、単なる「教職員の負担軽減」や「少子化への対応」のために、学校部活動を地域に移すことを目的とするものではない。市内のすべての子どもが、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、持続可能な環境を構築することを目的とする。

そのため、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を大切にしながら、地域の人材、施設、団体等の資源を生かし、子どもたちの豊かな学びと成長につながる、スポーツ・文化芸術活動の新たな環境を地域全体で創出する。

(2) 基本目標

目的の実現に向け、次の４つを基本目標とする。

基本目標１　多様な活動機会を確保する

子どもたちの興味・関心、能力、適性等に応じて、自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を選択し、継続的に親しむことができる、多様な活動機会を確保する。

基本目標２　質の高い活動環境を整備する

学校部活動が培ってきた教育的意義を継承するとともに、地域の専門性や多様な人材を生かし、安全で安心して活動できる、質の高い活動環境を整備する。

基本目標３　地域で支える担い手を確保・育成する

地域のスポーツ・文化芸術団体、指導者、企業、学校、保護者、地域住民等がそれぞれの役割を担い、連携・協働して子どもたちの活動を支える体制を構築する。

基本目標４　持続可能な運営基盤を構築する

適切な運営体制、指導体制、活動場所及び財源等を確保するとともに、関係者が連携して課題を解決し、将来にわたって継続できる地域クラブ活動の基盤を構築する。

4　基本方針及び考え方

(1) 基本方針（改革・選択・多様性）

ア　改革

これまで部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承しつつ、今ある学校部活動の在り方を見直し、菊川市の実態に合った持続可能な地域クラブ体制へ改革する。

イ　選択

既存の種目だけでなく、ニュースポーツや伝統文化など、生徒のニーズに応じた多様な選択肢を整備する。

ウ　多様性

障がいの有無や世代を超え、地域住民とともに活動できる環境を目指す。

(2) 基本的な考え方

ア　休日部活動から地域展開を目指していく。

平日部活動については、休日部活動の状況を見ながら協議・検討する。

イ　競技・活動の特殊性や実情に応じて、できるところから地域クラブ活動への展開を実施する。

ウ　受け皿となる地域クラブが運営主体となって、それぞれのできる範囲で活動を行う。

市は、地域クラブ活動が持続可能となるよう環境整備・管理監督を行う。

5　認定地域クラブ

学校が実施主体として管理運営する「学校部活動」を、地域団体が実施主体となって運営する「認定地域クラブ」へと、スポーツ・文化芸術活動の体制を変更する。

(1) 認定の定義

菊川市教育委員会が学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した地域クラブを「認定地域クラブ」という。認定要件は、「菊川市教育委員会認定地域クラブ取扱ガイドライン」に示す。

(2) 運営体制及び組織

ア　自走する運営体制

各団体の実態に応じて、自立的な予算管理と運営を目指す。

イ　組織の確立

複数スタッフの配置、マネジメント（会計・監事等）と指導の分離、透明性の高い会計処理を義務付ける。

6　地域展開の推進体制

(1) 菊川市未来の部活動在り方検討会

菊川市立中学校における部活動の現状を踏まえ、部活動の地域展開に係る基本的な方向性や具体的な施策について検討する。委員は、学識経験者、学校関係者、スポーツ・文化芸術関係者、地域関係者等で構成する。

(2) 専門部会

各種目の地域展開に係る具体的な課題や体制について協議する。

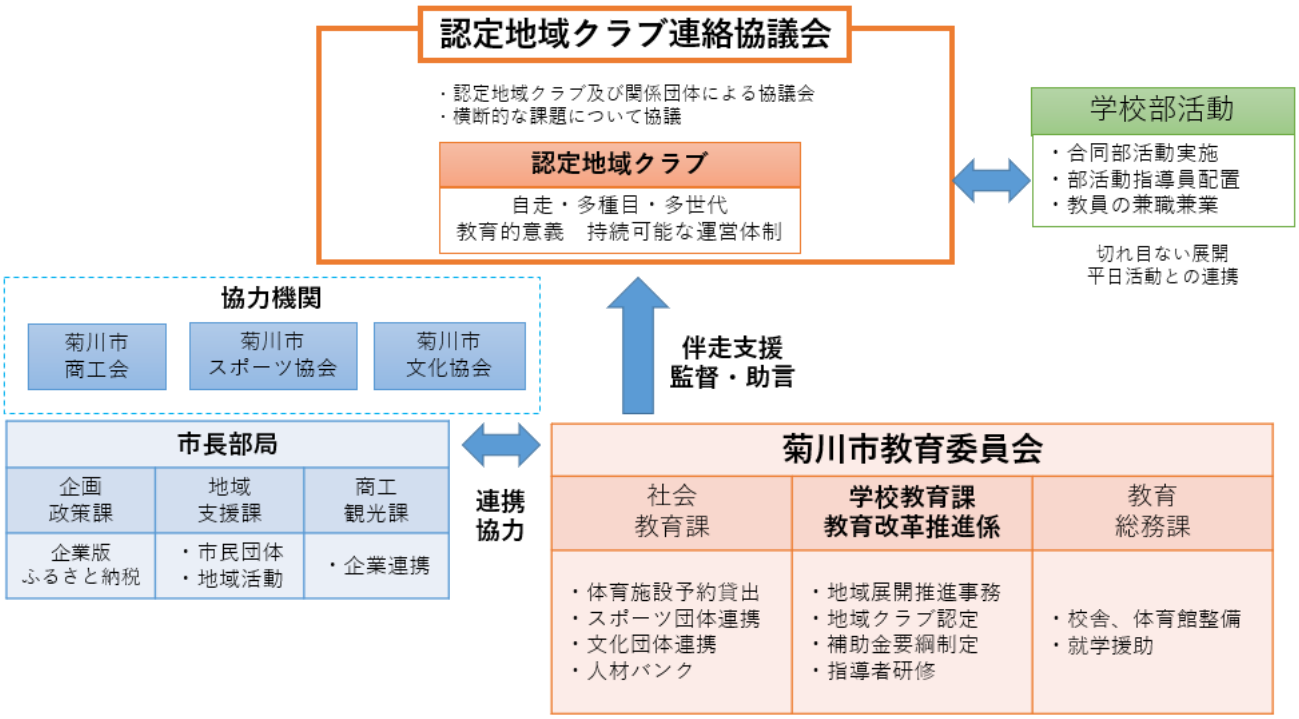
個人種目については、認定地域クラブ指導者、部活動顧問等が連携し、認定地域クラブへの展開方法や学校部活動との連携について協議する。

団体種目については、認定地域クラブの設立に向け、指導体制、活動場所、運営体制等について協議する。

<table>
<tr><td colspan="2">菊川市未来の部活動在り方検討会</td></tr>
<tr><td colspan="2">菊川市の部活動の地域展開に係る
基本的な方向性や具体的な施策について協議</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">各種目の部活動の地域展開に係る
具体的な課題や体制について協議</td></tr>
<tr><td>個人種目</td><td>団体種目</td></tr>
<tr><td>認定地域クラブ指導者と
部活動顧問の連携・協議</td><td>認定地域クラブ設立
に向けた協議</td></tr>
</table>

(3) 菊川市認定地域クラブ連絡協議会

認定地域クラブの活動を持続可能なものとするため、認定地域クラブ、関係団体及び行政が連携し、指導者の確保、活動場所の調整、情報共有等、認定地域クラブに共通する課題について協議する。



7　菊川市教育委員会の役割

(1) 管理・監督

ア　認定制度の運用

国の基準に基づく「認定地域クラブ制度」を運用し、質の担保と公的支援（財政・施設利用）を紐付ける。市教育委員会は、サポート窓口として必要に応じ、助言及び指導を行う。

イ　環境整備

体育施設の調整、指導者研修の実施、ＩＣＴ環境整備、協賛金の募集・運用を行う。

(2) 指導者の質と安全・安心の確保

ア　「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

市主催の研修（教育的意義、安全管理、不適切行為防止等）を受講し、誓約書を提出した者を登録する。

イ　不適切行為の根絶

暴力・暴言・ハラスメントを許さない指導体制を徹底する。

ウ　指導者の確保

人材バンクを活用し、地域の多様な人材や兼職兼業を希望する教職員を円滑に地域クラブと接続する。教職員の兼職兼業規程を整備する。

エ　安全管理マニュアル

認定地域クラブの活動を安全かつ適切に運営するための指針として策定する。けがや熱中症、災害等の緊急時における対応に加え、個人情報の適切な取扱いについても定め、指導者間で共通理解を図る。

(3) 財政支援と持続可能性

ア　受益者負担と公的支援

適切な会費設定を原則としつつ、経済的困窮世帯には就学援助の範囲拡大や会費減免等の措置を講じる。

イ　認定地域クラブ支援

認定地域クラブ活動が持続可能な活動となるよう、設立期を支援する補助金制度を整備する。

ウ　企業連携

地域の企業・事業所・団体等との連携を強化し、協賛金、物資提供、人材協力等を通じて、認定地域クラブ活動を地域全体で支える仕組みの構築を進める。

8　スケジュール及び段階的な地域展開

種目によって実態が異なるため、すべての種目が一斉に展開するわけではなく、整備ができた種目から段階的に休日の地域展開を開始する。令和 10 年 8 月末まで休日の地域展開の完了を目指す。

(1) 個人種目（陸上競技、剣道、卓球）の先行展開

既に活動実績のある総合型地域スポーツクラブ「アプロス菊川」や各スポーツ少年団や各団体との連携を基本とし、専門部会を設置する。拠点や大会運営、指導者配置を具体的に協議し、休日の地域展開を実施する。

(2) 団体種目の合同部活動設置

ア　合同部活動の設置

受け皿となる地域クラブがない種目は、市内 3 中学校（岳洋、菊川西、菊川東）による合同部活動を設置する。

イ　指導体制

地域の指導者を「部活動指導員」として配置し、令和 10 年 8 月の認定地域クラブ設立に向けて段階的に準備を進める。

ウ　専門部会の設置

複数名の指導者及び運営者を委員とし、認定地域クラブ設立に向けて、指導体制及び運営体制について、協議を行う。

(3) 認定地域クラブの拡充

ア　多種多様なスポーツ・文化芸術活動の拡充

既存の部活動の種目以外の多種多様な地域クラブ活動を認定することで、生徒のニーズに応じた多様な選択肢の整備を目指す。

イ　多世代参加型クラブ及び地域交流クラブ等の拡充

新たな教育価値の創出として、中学生だけでの活動ではなく、小学生から大人まで一緒に活動するクラブの拡充を目指す。地域づくりや地域貢献など、スポーツ・文化芸術活動だけでなく、多様な体験活動の整備を目指す。

ウ　展開期間中における部活動と同一種目の認定

部活動と同一種目における認定地域クラブの申請があった場合、各種大会の参加規程を確認するなど、市教育委員会が調整を行い、認定の手続きを進める。